(春日部市税条例の一部改正)

- **第1条** 春日部市税条例(平成17年条例第75号)の一部を次のように改正する。
  - (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が 引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
  - (2) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあっては、 当該改正前の欄の項を削る。
  - (3) 次の表中、改正後の欄の条、項又は表に対応する改正前の欄の条、項又は表が存在し ない場合にあっては、当該改正後の欄の条、項又は表を加える。
  - (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応す る改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。ただし、第1号 に掲げる場合を除く。

改正後

(納税証明事項)

改正前 (納税証明事項)

令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条 の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第59条第1項に規定す る検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車につ いて天災その他やむを得ない事由により種別割 を滞納している場合においてその旨とする。

(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納 入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、 第46条、第46条の2若しくは第46条の5 (第53 条の7の2において準用する場合を含む。以下 この条において同じ。)、第47条の4第1項(第 47条の5第3項において準用する場合を含む。 以下この条において同じ。)、第48条第1項(法 第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る 部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条 の5第1項、第83条第2項、第98条第1項若し くは第2項、第102条第2項、第139条第1項又 は第145条第3項に規定する納期限後にその税 金を納付し、又は納入金を納入する場合におい ては、当該税額又は納入金額にその納期限(納

第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府|第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府 令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条 の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第59条第1項に規定す る検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車につ いて天災その他やむを得ない事由により軽自動 車税を滞納している場合においてその旨とす

> (納期限後に納付し、又は納入する税金又は納 入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、 第46条、第46条の2若しくは第46条の5 (第53 条の7の2において準用する場合を含む。以下 この条において同じ。)、第47条の4第1項(第 47条の5第3項において準用する場合を含む。 以下この条において同じ。)、第48条第1項(法 第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る 部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条 第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条 第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規 定する納期限後にその税金を納付し、又は納入 金を納入する場合においては、当該税額又は納 入金額にその納期限(納期限の延長があったと 期限の延長があったときは、その延長された納 きは、その延長された納期限とする。以下第1

期限とする。以下第1号、第2号及び第5号に おいて同じ。) の翌日から納付又は納入の日ま での期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次 の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から 第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6 号に定める日までの期間については、年7.3パー セント) の割合を乗じて計算した金額に相当す る延滞金額を加算して納付書によって納付し、 又は納入書によって納入しなければならない。

- (2) 第81条の5第1項の申告書、第98条第1 項若しくは第2項の申告書又は第139条第1 項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額 を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日か ら1月を経過する日までの期間
- (3) 第81条の5第1項の申告書、第98条第1 項若しくは第2項の申告書又は第139条第1 項の申告書でその提出期限後に提出したもの に係る税額 当該提出した日までの期間又は その日の翌日から1月を経過する日までの期

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の8.4とす|第34条の4 法人税割の税率は、100分の12.1とす る。

(法人の市民税の課税の特例)

第34条の4の2 前条の場合において、市内に事際34条の4の2 前条の場合において、市内に事 務所又は事業所を有する法人のうち第31条第2 項に定める資本金等の額(以下この条において 「資本金等の額」という。)が1億円以下のも の、保険業法に規定する相互会社以外の法人で 資本金の額若しくは出資金の額を有しないもの 又は第23条第3項において法人とみなされるも のであって、かつ、法人税割の課税標準となる 法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円 以下のものに対する各事業年度分の法人税割額 は、前条の規定を適用して計算した法人税割額 から当該法人税割額に8.4分の2.0を乗じて計算 した額に相当する額を控除した金額とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

- し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性 能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動 車等の所有者に種別割によって課する。
- には、法第443条第2項に規定する者を含まない ものとする。

号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日 から納付又は納入の日までの期間の日数に応 じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額 の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる 期間並びに第5号及び第6号に定める日までの 期間については、年7.3パーセント)の割合を乗 じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し て納付書によって納付し、又は納入書によって 納入しなければならない。

- (2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又 は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号 に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納 期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又 は第139条第1項の申告書でその提出期限後 に提出したものに係る税額 当該提出した日 までの期間又はその日の翌日から1月を経過 する日までの期間

(法人税割の税率)

(法人の市民税の課税の特例)

務所又は事業所を有する法人のうち第31条第2 項に定める資本金等の額(以下この条において 「資本金等の額」という。)が1億円以下のも の、保険業法に規定する相互会社以外の法人で 資本金の額若しくは出資金の額を有しないもの 又は第23条第3項において法人とみなされるも のであって、かつ、法人税割の課税標準となる 法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円 以下のものに対する各事業年度分の法人税割額 は、前条の規定を適用して計算した法人税割額 から当該法人税割額に12.1分の2.0を乗じて計 算した額に相当する額を控除した金額とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

- 第80条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対|第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動 車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以 下軽自動車税について「軽自動車等」という。) に対し、その所有者に課する。
- 2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者 2 軽自動車等の売買があった場合において、売 主が当該軽自動車等の所有権を留保していると きは、軽自動車税の賦課徴収については、買主

- 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規3 定により種別割を課することができない者であ る場合には、第1項の規定にかかわらず、その 使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に 供する軽自動車等については、これを課さない。 (軽自動車税のみなす課税)
- |第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当||第81条 削除 該軽自動車等の所有権を留保している場合に は、軽自動車税の賦課徴収については、買主を 第80条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の 取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動 車の取得者」という。) 又は軽自動車等の所有 者とみなして、軽自動車税を課する。
- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽 自動車等について、買主の変更があったときは、 新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取 得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自 動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下 この項において「販売業者等」という。)が、 その製造により取得した三輪以上の軽自動車又 はその販売のためその他運行(道路運送車両法 第2条第5項に規定する運行をいう。次項にお いて同じ。)以外の目的に供するため取得した 三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等 が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定 を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項 の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われ た場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪 以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能 割を課する。
- 4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得し た者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地 内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当 該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境 性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

|第81条の2 環境性能割の課税標準は、三輪以上 の軽自動車の取得のために通常要する価額とし て施行規則第15条の10に定めるところにより算 定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動

を当該軽自動車等の所有者とみなす。

軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規 定によって軽自動車税を課することができない 者である場合においては、その使用者に課する。 ただし、公用又は公共の用に供する**もの**につい ては、これを課さない。

車に対して課する環境性能割の税率は、当該各 号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準 用する場合を含む。)の規定の適用を受ける もの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準 用する場合を含む。)の規定の適用を受ける もの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受ける もの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の4 環境性能割の徴収については、申告 納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

- 第81条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454 条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区 分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、 施行規則第33号の4様式による申告書を市長に 提出するとともに、その申告に係る環境性能割 額を納付しなければならない。
- 2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の 納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号 に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は 日までに、施行規則第33号の4様式による報告 書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

- 第81条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する 納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の 日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

- 第81条の7 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。
- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受ける ための手続その他必要な事項については、規則 で定める。

(種別割の税率)

する種別割の税率は、1台について、それぞれ 当該各号に定める額とする。

(2)

T

**(ア) 二輪のもの**(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

**自家用** 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3.600円

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日まで2 とする。

(種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収<br/>
第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって する。

(種別割に関する申告又は報告)

- 第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の|第87条 **軽自動車税**の納税義務者である軽自動車 所有者又は使用者(以下この節において「軽自 動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等 の所有者等となった日から15日以内に、軽自動 車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者に あっては施行規則第33号の4の2様式による申 告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所 有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5 様式による申告書並びにその者の住所を証明す べき書類を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項 2 について変更があった場合においては、その事 由が生じた日から15日以内に、当該変更があっ た事項について軽自動車及び2輪の小型自動車 た事項について軽自動車及び2輪の小型自動車

(軽自動車税の税率)

|第82条 <u>次の各号に掲げる軽自動車等に対して課|</u>第82条 <u>軽自動車税の税率は、次の</u>各号に掲げる 軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当 該各号に定める額とする。

(2)

T

**二輪のもの**(側車付のものを含む。) 額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

**自家用** 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

農耕作業用のもの

年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

- 第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とす る。
- 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日 までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

- 等の所有者又は使用者(以下この節において「軽 自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車 等の所有者等となった日から15日以内に、軽自 動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者 にあっては施行規則第33号の4様式による申告 書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有 者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様 式による申告書並びにその者の住所を証明すべ き書類を市長に提出しなければならない。
- 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項 について変更があった場合においては、その事 由が生じた日から15日以内に、当該変更があっ

の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号 の4の2様式による申告書並びに原動機付自転 車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあ っては施行規則第33号の5様式による申告書を 市長に提出しなければならない。ただし、次項 の規定により申告書を提出すべき場合について は、この限りでない。

- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽 3 自動車等の所有者等でなくなった日から30日以 内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者 又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小 型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施 行規則第34号様式による申告書を市長に提出し なければならない。
- 4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主4 は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は 居所が不明であることを理由として請求があっ た場合には、当該請求のあった日から15日以内 に、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に 提出しなければならない。

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等又は**第81条第1項**|第88条 軽自動車等の所有者等又は**第80条第2項**| に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によ って申告し、又は報告すべき事項について正当 な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合 においては、その者に対し、10万円以下の過料 を科する。

(種別割の減免)

- 軽自動車等に対しては、種別割を減免する。
- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けよう2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受け とする者は、納期限までに、当該軽自動車等に ついて減免を受けようとする税額及び次の各号 に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要と する事由を証明する書類を添付し、これを市長 に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた 3 者は、その事由が消滅した場合においては、直 ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

**第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等に対して|第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等に対して** は、種別割を減免する。

の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号 の4様式による申告書並びに原動機付自転車及 び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあって は施行規則第33号の5様式による申告書を市長 に提出しなければならない。ただし、次項の規 定により申告書を提出すべき場合については、 この限りでない。

- 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽 自動車等の所有者等でなくなった日から30日以 内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者 又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式 による申告書並びに原動機付自転車及び小型特 殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規 則第34号様式による申告書を市長に提出しなけ ればならない。
- 第80条第2項に規定する軽自動車等の売主 は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は 居所が不明であることを理由として請求があっ た場合には、当該請求のあった日から15日以内 に、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に 提出しなければならない。

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によ って申告し、又は報告すべき事項について正当 な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合 においては、その者に対し、10万円以下の過料 を科する。

(軽自動車税の減免)

- |第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する||第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する 軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免する ことができる。
  - ようとする者は、納期限までに、当該軽自動車 等について減免を受けようとする税額及び次の 各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必 要とする事由を証明する書類を添付し、これを 市長に提出しなければならない。
  - 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受 けた者は、その事由が消滅した場合においては、 直ちにその旨を市長に申告しなければならな

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

は、軽自動車税を減免することができる。

- 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受 2 けようとする者は、納期限までに、市長に対し て、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 第15条の規定により交付された身体障害者手帳 (戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号) 第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受け ている者で身体障害者手帳の交付を受けていな いものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下 この項において「身体障害者手帳」という。) 厚生労働大臣が定めるところにより交付された 療育手帳(以下この項において「療育手帳」と いう。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定 により交付された精神障害者保健福祉手帳(以 下この項において「精神障害者保健福祉手帳」 という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105 号) 第92条の規定により交付された身体障害者 又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは 身体障害者等(身体障害者等のみで構成される 世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免 許証(以下この項において「運転免許証」とい う。)を提示するとともに、次の各号に掲げる 事項を記載した申請書に減免を必要とする理由 を証明する書類を添付して、提出しなければな らない。
- 第1項第2号の規定によって種別割の減免を3 受けようとする者は、納期限までに、市長に対 して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽 自動車等の提示に代わると認める書類の提出が ある場合には、当該書類の提出)をするととも に、<u>前条</u>第2項各号に掲げる事項を記載した申 請書を提出しなければならない。
- 種別割の減免を受けている者について準用す

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の 交付等)

### 第91条

法第445条若しくは第80条の2又は第80条第2 3項ただし書の規定によって種別割を課するこ とのできない原動機付自転車又は小型特殊自動 車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、 市内に所在することとなったときは、その事由 が発生した日から15日以内に、市長に対し、標

- 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免 を受けようとする者は、納期限までに、市長に 対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283 号) 第15条の規定により交付された身体障害者 手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168 号) 第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を 受けている者で身体障害者手帳の交付を受けて いないものにあっては、戦傷病者手帳とする。 以下この項において「身体障害者手帳」とい う。)、厚生労働大臣が定めるところにより交 付された療育手帳(以下この項において「療育 手帳」という。) 又は精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉 手帳(以下この項において「精神障害者保健福 祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年 法律第105号) 第92条の規定により交付された身 体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者 若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構 成される世帯の者に限る。)を常時介護する者 の運転免許証(以下この項において「運転免許 証」という。)を提示するとともに、次の各号 に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要と する理由を証明する書類を添付して、提出しな ければならない。
- 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減 免を受けようとする者は、納期限までに、市長 に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当 該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提 出がある場合には、当該書類の提出)をすると ともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載 した申請書を提出しなければならない。
- 前条第3項の規定は、第1項の規定によって|4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって 軽自動車税の減免を受けている者について準用

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の 交付等)

### 第91条

法第443条若しくは第80条の2又は第80条第 3項ただし書の規定によって軽自動車税を課す ることのできない原動機付自転車又は小型特殊 自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置 場が、市内に所在することとなったときは、そ の事由が発生した日から15日以内に、市長に対 識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自 し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動 転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車 体に取り付けるべき標識の交付を受けなければ ならない。種別割を課されるべき原動機付自転 車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第 80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によ って種別割を課されないこととなったときにお ける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の 所有者又は使用者についても、また、同様とす る。

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受 7 けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自 動車の主たる定置場が市内に所在しないことと なったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊 自動車を所有し、若しくは使用しないこととな ったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特 殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなっ たときは、その事由が発生した日から15日以内 に、市長に対し、その標識及び証明書を返納し なければならない。

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者 のうち、その者の前年の所得について第33条の 規定により算定した総所得金額、退職所得金額 及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者 の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加え た数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶 者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32万円を加算した金額)以下である者に対して は、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税 の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を 課さない。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3

の各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納 税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置 法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受 けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで 又は平成21年から**平成33年**までの各年である場 合に限る。) において、前条第1項の規定の適 用を受けないときは、法附則第5条の4の2第 6項(同条第9項の規定により読み替えて適用 される場合を含む。) に規定するところにより 機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、 その車体に取り付けるべき標識の交付を受けな ければならない。**軽自動車税**を課されるべき原 動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条 若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書 の規定によって軽自動車税を課されないことと なったときにおける当該原動機付自転車又は小 型特殊自動車の所有者又は使用者についても、 また、同様とする。

第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受 けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自 動車の主たる定置場が市内に所在しないことと なったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊 自動車を所有し、若しくは使用しないこととな ったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特 殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることと なったときは、その事由が発生した日から15日 以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返 納しなければならない。

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

のうち、その者の前年の所得について第33条の 規定により算定した総所得金額、退職所得金額 及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者 の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加え た数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶 者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32万円を加算した金額)以下である者に対して は、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税 の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を 課さない。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) |第7条の3

|第7条の3の2 平成22年度から**平成43年度**まで||第7条の3の2 平成22年度から**平成41年度**まで の各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納 税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置 法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受 けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで 又は平成21年から**平成31年**までの各年である場 合に限る。) において、前条第1項の規定の適 用を受けないときは、法附則第5条の4の2第 6項(同条第9項の規定により読み替えて適用 される場合を含む。) に規定するところにより 控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3 控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3 及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割 の額から控除する。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2

18 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例 で定める割合は3分の2とする。

19 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の5 市長は、当分の間、第81条の7の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の6 第81条の5の規定による申告納付に ついては、当分の間、同条中「市長」とあるの は、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の 交付)

第15条の7 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の8 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100分の 1	100分の0.5
第 2 号	100分の 2	100分の 1
第 3 号	100分の 3	100分の 2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条 の3 (第3号に係る部分に限る。)の規定の適 用については、同号中「100分の3」とあるのは、 「100分の2」とする。 及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割 の額から控除する。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める 割合)

第10条の2

18 (略)

# (軽自動車税の種別割の税率の特例)

|第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上|第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上 の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444条第3項に規定する車両番号の指定(以下こ の条において「初回車両番号指定」という。) を受けた月から起算して14年を経過した月の属 する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に 係る第82条の規定の適用については、当分の間、 次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
(イ)		
第2号ア	6,900円	8, 200円
(ウ)(i)	10,800円	12,900円
第2号ア	3,800円	4,500円
(ウ)(ii)	5,000円	6,000円

## (軽自動車税の税率の特例)

の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路 運送車両法第60条第1項後段の規定による車両 番号の指定(以下この条において「初回車両番 号指定」という。)を受けた月から起算して14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽 自動車税に係る第82条の規定の適用について は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
•		
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げ る三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の 適用については、当該軽自動車が平成28年4月 1日から平成29年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽 自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。

** = 1891 = 199 · 7	<b>9</b> 1 1 <b>2</b> 7 <b>9</b> 0	,
第2号ア	3, 900円	1,000円
	6, 900円	1,800円
	10,800円	2, 700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1, 300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げ る三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の 燃料として用いるものに限る。以下この条(第 5項を除く。)において同じ。)に対する第82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平 成28年4月1日から平成29年3月31日までの間 に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲 げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	2,000円
	6, 900円	3,500円
	10, 800円	5, 400円
	3,800円	1,900円

5,000円 2,500円

法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げ る三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受 けるものを除く。)に対する第82条の規定の適 用については、当該軽自動車が平成28年4月1 日から平成29年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自 動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	3,000円
	6, 900円	5, 200円
	10,800円	8, 100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

る三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の 適用については、当該軽自動車が平成29年4月 1日から平成30年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自 動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1 日から平成31年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動 車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げ 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げ る三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の 適用については、当該軽自動車が平成29年4月 1日から平成30年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自 動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1 日から平成31年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動 車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	1,000円
(イ)		
第2号ア	6, 900円	1, 800円
(ウ)(i)	10,800円	2, 700円
第2号ア	3,800円	1,000円
(ウ)(ii)	5,000円	1, 300円

3 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げ6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げ る三輪以上の<u>軽自動車(ガソリンを内燃機関の</u> 燃料として用いるものに限る。次項において同 じ。)に対する第82条の規定の適用については、 当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年 3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当 該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場 合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

る三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の 適用については、当該軽自動車が平成29年4月 1日から平成30年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自 動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1 日から平成31年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動 車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。

とする。

第2号ア	3, 900円	2,000円
(イ)		
第2号ア	6, 900円	3, 500円
(ウ)(i)	10,800円	5, 400円
第2号ア	3,800円	1, 900円
(ウ)(ii)	5,000円	2,500円

る三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受 けるものを除く。) に対する第82条の規定の適 用については、当該軽自動車が平成29年4月1 日から平成30年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動 車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日 から平成31年3月31日までの間に初回車両番号 指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車 税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	3,000円
(イ)		
第2号ア	6, 900円	5, 200円
(ウ)(i)	10,800円	8, 100円
第2号ア	3,800円	2, 900円
(ウ)(ii)	5,000円	3,800円

第16条の2 削除

<u>4</u> 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げ<u>フ</u> 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げ る三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受 けるものを除く。) に対する第82条の規定の適 用については、当該軽自動車が平成29年4月1 日から平成30年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動 車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日 から平成31年3月31日までの間に初回車両番号 指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車 税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。

### (軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関 し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7 項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動 車に該当するかどうかの判断をするときは、国 土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項 に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項 において同じ。) に基づき当該判断をするもの とする。
- 市長は、納付すべき軽自動車税の額について 不足額があることを第83条第2項の納期限(納 期限の延長があったときは、その延長された納 期限)後において知った場合において、当該事 実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申 請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請 をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間 接に提供した者の偽りその他不正の手段を含 む。)により国土交通大臣の認定等を受けたこ とを事由として国土交通大臣が当該国土交通大

臣の認定等を取り消したことによるものである ときは、当該申請をした者又はその一般承継人 を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪 以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車 税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除 く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付す べき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これ に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加 算した金額とする。
- 第2項の規定の適用がある場合における第19 条の規定の適用については、同条中「納期限() とあるのは、「納期限(附則第16条の2第2項 の規定の適用がないものとした場合の当該三輪 以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税 の納期限とし、当該」とする。

(春日部市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- **第2条** 春日部市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第16号)の一部を次の ように改正する。
  - (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応す る改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
附則	附則
(軽自動車税に関する経過措置)	(軽自動車税に関する経過措置)
第4条	第4条
第5条	第 5 条

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送幣6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送 車両法第60条第1項後段の規定による車両番号 の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課 する軽自動車税の種別割に係る春日部市税条例 第82条及び附則第16条の規定の適用について は、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。

第82条第 2	3,900円	3,100円
号ア(イ)		
第82条第 2	6,900円	5,500円
号ア(ウ)	10,800円	7, 200円
(i)		
第82条第 2	3,800円	3,000円
号ア(ウ)	5,000円	4,000円

車両法第60条第1項後段の規定による車両番号 の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課 する軽自動車税に係る春日部市税条例第82条及 び附則第16条の規定の適用については、次の表 の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 とする。

第82条第 2	3,900円	3,100円
号ア		
	6,900円	5,500円
	10,800円	7, 200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

( ii )				
(略)	(略)	(略)		
附則第16条	第2号ア	平成26年改正条		
第1項の表	(イ)	例附則第6条の		
第2号ア		規定により読み		
(イ)の項		替えて適用され		
		る第82条第2号		
		ア(イ)		
	3,900円	3,100円		
附則第16条	第2号ア	平成26年改正条		
第1項の表	(ウ)(i)	例附則第6条の		
第2号ア		規定により読み		
(ウ)(i)の		替えて適用され		
項		る第82条第2号		
		ア(ウ)(i)		
	6,900円	5,500円		
	10,800円	7,200円		
附則第16条		平成26年改正条		
第1項の表	(ウ)(ii)	例附則第6条の		
第2号ア		規定により読み		
(ウ)(ii)の		替えて適用され		
項		る第82条第2号		
		ア(ウ)(ii)		
	3,800円	3,000円		
	5,000円	4,000円		

(略)	(略)	(略)	
附則第16条 第1項の表 第2号アの	第2号ア	平成26年改正条 例附則第6条の 規定により読み	
項		替えて適用され る第82条第2号 ア	
	3,900円	3, 100円	
	6,900円	5,500円	
	10,800円	7, 200円	
	3,800円	3,000円	
	5,000円	4,000円	

(春日部市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- **第3条** 春日部市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第29号)の一部を次のように改正する。
  - (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前		
附則	附則		
(市たばこ税に関する経過措置)	(市たばこ税に関する経過措置)		
第3条	第3条		
7	7		
第19条第3 <b>第81条の5第</b> 平成27年改正	第19条第3 <b>第98条</b> 第1項平成27年改正		

号	1項の申告	条例附則第3	号	若しくは第	第2条例附則第3
	<b>書、第98条</b> 第	条第6項の納		項の申告書	F又条第6項の納
	1項若しくは	期限		は第139条	第 期限
	第2項の申告			1項の申告	書
	書又は第139			でその提出	<b>当期</b>
	条第1項の申			限	
	告書でその提				
	出期限				
					_

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条の規定中附則第7条の3の2の改正規定 公布の日
  - (2) 第1条の規定中附則第5条第1項の改正規定及び次条第2項の規定 平成31年1月 1日
  - (3) 第1条の規定中附則第10条の2第18項を同条第19項とし、同条第17項の次に 1項を加える改正規定 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号) の施行の日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の春日部市税条例(以下「新条例」という。)第34条の4及び第34条の4の2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第5条第1項の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前

の例による。